

所得税

2017年、**新**配偶者控除導入?

いつもお世話になっております。

皆様、「103万円の壁」という言葉をご存知でしょうか。所得税で配偶者控除が受けられる年収のことです。

例えば、奥さんの年収が103万円以下であれば、その旦那さんの課税所得から38万円の控除が受けられます。その制度は現在、約1400万人に適用されており、年収が600万円であれば、税額が7万円ほど軽くなります。そして、この壁が女性の働く意欲をそいでいるとの指摘が以前よりされていました。

そこで、政府はこの配偶者控除の仕組みを2017年に見直す検討に乗りました。「女性の活躍」という成長戦略の目玉政策として盛り込む考えのようです。

・新制度の案・

配偶者控除を廃止し、妻の年収に関係なく夫婦の所得から一定額の控除を認める「夫婦控除」を創設する案などが検討されています。

子育て支援を手厚くする狙いもあるようです。

いかがでしょうか。新制度設立という点では具体的なことは決まっておきませんが、今後動きがあることは確実のようです。税制だけでなく、社会保険、年金の控除が起る、「130万の壁」も併せて考えて頂きたいものです。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所 乗松

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

<http://www.musimaru.com/>

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp